

別表2

特別養護老人ホーム ふれあいの泉(指定介護老人福祉施設)
施設サービス利用料金表

介護保険適用サービス

①基本サービス/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護老人福祉施設サービス費(I)	697・1393・2089日	769・1538・2307日	847・1694・2541日	921・1842・2762日	993・1985・2977日

	加算サービス名称	負担額/日	サービス内容(算定要件)
② 全 て の 入 居 者 に 加 算	日常生活継続支援加算	46 単位/日	入居者の総数のうち、要介護4・5の入居者が7割以上。
	看護体制加算 I	4 単位/日	看護師を常時必要数、配置しています。
	夜勤職員配置加算 II	18 単位/日	夜勤職員を適正に配置していること。
	精神科医師療養指導加算	5 単位/日	精神科を担当する医師による療養指導が、月2回以上行われている。
	福祉施設科学的介護推進体制加算 I	40単位/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況に関わる情報を厚生労働省に提出する 必要に応じサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たり上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用する
③ 個 別 に 加 算 す る 状 態	初期加算	30 単位/日	入居した日から起算して30日以内の期間算定できる(30日を超える入院後の再入所の際も算定可能)。
	療養食加算	18 単位/日	介護保険法に規定されている療養食を提供した場合。
	若年認知受入加算	120 単位/日	若年性認知症の方にサービスを提供した場合に加算されます。
	経口移行加算	28 単位/日	医師の指示に基づき、経管から経口摂取への移行計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合、計画作成日から起算し180日以内の期間に算定できる(これを超える場合でも算定できることもあります)。
	外泊時加算	246単位/日	外泊、病院等への入院した場合(1か月に6日を限度)。外泊、入院当日および帰園した日は算定できない。
	特定処遇改善加算	単位/日	(①+②+③(状態に応じて))×0.027を計算した単位数を加算
	処遇改善加算	単位/日	(①+②+③(状態に応じて))×0.083を計算した単位数を加算
	介護職員等ベースアップ等支援加算	単位/日	(①+②+③(状態に応じて))×0.016を計算した単位数を加算

注:鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.68を乗じた額の1~3割が1日の利用者負担額となります(端数切り上げ)。

介護保険適用外サービス

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
食費	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	300 円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下	390 円/日
	第3段階①	非課税世帯かつ年金収入80~120万円以下	650 円/日
	第3段階②	非課税世帯かつ年金収入120万円超えの方	1360 円/日
	第4段階	上記に該当しない方	1,700 円/日

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
居住費 (ユニット型)	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	820 円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1650万円以下)	820 円/日
	第3段階1・2	市町村民税非課税かつ①年金収入80~120万円以下。本人の預貯金額が600万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1550万円以下)②年金120万超え預貯金500万円以下(配偶者がいる場合1500万円以下)	1,310 円/日
	第4段階	上記に該当しない方	2,720 円/日

1月あたりご利用料金(31日で算定)

減額段階	減額要件	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	61,796	64,331	67,053	69,625	72,122
第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下。本人の預貯金が1000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下)	64,586	67,121	69,843	72,415	74,912
第3段階①	①非課税かつ年金等収入80~120万円以下。本人の預貯金等が600万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて1550万円以下)②年金120万超え預貯金500万円以下	87,836	90,371	93,093	95,665	98,162
		109,846	112,381	115,103	117,675	120,172
第4段階	いずれにも該当しない方	164,096	166,631	169,353	171,925	174,422
第4段階2割	年収が一人暮らしで280万円以上340万未満、夫婦で346万円以上463万未満の方	191,172	196,242	201,685	206,824	211,823
第4段階3割	年収が1人暮らしで340万円以上、夫婦で463万円以上の方	218,248	225,853	234,017	241,734	249,225

注:この料金の中には、個別に加算されるサービス料金は含まれていません。